

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>平成31年2月28日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
I (略)	I (略)	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0 <u>若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国</u>に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、<u>日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が1000万SDR未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	
<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1～3 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限る。保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。)) 当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。)の対象となる保険契約を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0 <u>若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国</u>に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限る。保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (1)において同じ。)) 当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解(以下4及び5において「ASU」という。)の対象となる保険契約を除く。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0 に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、<u>日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が1000万SDR未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p>	
[3]～[9] (略)	[3]～[9] (略)	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限る。保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d</p> <p>信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限る。保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d</p> <p>信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>	

新	旧	備考
<p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る場合</p> <p>(i) 貸付金約款に基づく保険契約であつて、海外事業資金貸付を行った国の政府又は中央銀行(以下(1)において「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付(政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。)に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付10までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 信用事由に係る場合</p> <p>(i) 貸付金約款に基づく保険契約であつて、海外事業資金貸付を行った国の政府(財政当局に限る。)又は中央銀行(以下(1)において「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付(政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。)に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付10までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>Ⅲ その他</p> <p>[1]～[3] (略)</p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1]～[3] (略)</p>	
<p>[4] 返還保険料</p> <p>保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合(日本貿易保険が認めた場合を除く。)又は3に規定する額は返還しない。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>[4] 返還保険料</p> <p>保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。</p> <p>1～3 (略)</p>	
<p>[5]～[10] (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成31年4月1日から実施する。</u></p>	<p>[5]～[10] (略)</p>	
<p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>別表第1～別表第6 (略)</p>	